

食安輸発0814第9号
平成25年8月14日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(イタリア及びイラン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシン並びに中国産養殖とこぶしのフラゾリドン)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号(最終改正:平成25年8月12日付け食安輸発0812第1号)に基づき実施しているところです。

今般、下記の食品について検査命令を解除したことから、平成25年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング検査の頻度を30%として対応することとし、上記通知の別表第2に下記を追加しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願ひします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目
平成25年8月14日	イタリア	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン
平成25年8月14日	イラン	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを5%以上含有するものに限る。)	アフラトキシン
平成25年8月14日	中国	養殖とこぶし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	フラゾリドン